

【諮問 第302号】

6 川情個第17号
令和6年7月26日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和5年9月12日付け5川総コ第57号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年2月3日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「指導経過記録」のうち、「塗装担当との電話記録（提供拒否）を記したとされる指導経過記録」（紙1枚）について公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書として、「指導経過記録」のうち、「塗装担当との電話記録（提供拒否）を記したとされる指導経過記録」（1ページ）（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、①個人名については、特定の個人を識別できるため、条例第8条第1号、②事業者の塗装に関するノウハウ等の事業活動に関する情報については、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2号ア、③事業者から聴取した内容及びそれを推測できる内容については、開示すると当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第4号柱書、④市の対応検討等の内容については、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第4号柱書及びアに該当するとして、令和5年2月16日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年4月12日付け審査請求書で、本件処分の取消し及び不開示部分の開示を求めて審査請求を行った（当審査会諮問第302号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和5年4月12日付け審査請求書及び令和5年6月25日付け反論書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 今回開示請求をした問題の部分（一行（30文字程度））はすべてが黒塗りであって、何一つ開示されていなかった。（他の部分は求めている。）
- (2) 審査請求人へ送付されたメールで内容や実名までもがすべて開示されており、この回答と大きく矛盾し拒否されている。既にメールにて公開されており今回事実確認のため開示したところで何ら問題は起こらない。所管課の拒否理由は明らかにおかしい。
- (3) 不開示とした部分について理由を述べているが、これらの不開示部分は川崎市市民オンブズマンの苦情調査結果通知書の中で既に公となっている。既に公になって数年経っている内容を開示したところで支障が及ぶなどあり得ない。メールにより審査請求人に情報提供を行ったことは関係しないとするが、苦情処理であろうが既に情報提供してしまっている事実がある。「苦情処理だから関係ない」は、ただの言い訳に過ぎない。
- (4) 十分な情報提供というが、こちらが求めていることは塗装担当者の証言があったか否かの事実確認であり、肝心な情報提供（コピー等）はされていない。「指導

経過記録」の情報提供は説明責任の範囲外だと書かれているが、納得できない。

4 実施機関の主張要旨

令和5年5月25日付け弁明書、令和5年7月20日付け再弁明書及び令和6年5月10日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、自動車修理工場の臭気に対する苦情の処理のために、市が対応したことについて、審査請求人及び当該工場から聴取した内容、現地調査の結果、市の対応等を記録した「指導経過記録」のうち、審査請求人が要望する、平成27年における塗装担当との電話記録（提供拒否）を記したとされる指導経過記録（1ページ）である。
- (2) 個人名並びに審査請求人の電話及びメール等の内容並びにそれらを推測できる内容に関する記載は、特定の個人を識別できる情報及び個人の思想等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、条例第8条第1号に該当する。
- (3) 塗料の名称など事業者の事業活動に関する情報に関する記載は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第8条第2号アに該当する。
- (4) 事業者から聴取した内容及びそれを推測できる内容に関する記載は、一部当事者間を除き、市が苦情の処理をするために公にしないことを前提に入手した情報であるため、公にすることにより、今後関係者の協力を得られなくなるなど、苦情の処理に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第4号柱書に該当する。
- (5) 苦情の処理に係る市の対応検討等の内容は、関係職員への指導状況及び同種案件への対応方針等、実施機関内部の業務管理に関わることであることから、公にすることにより、管理上の問題が生じるとともに、記載内容が形骸化することにより、苦情処理の目的に即した業務の遂行を阻害するおそれがあること、また、公にすることにより、今後類似の案件において、その手法が明らかになり、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあることから、苦情処理に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第4号柱書及びアに該当する。
- (6) 審査請求人は内容や実名までもがすべて既にメールにて公開されており今回事実確認のため開示したところで何ら問題は起こらないと主張するが、当該メールは、苦情の処理のため、審査請求人に情報提供を行ったものである。条例による公文書公開制度における本件処分に係る判断においては、苦情処理のため、当該メールにより審査請求人に情報提供を行ったことは関係しない。

なお、苦情の処理として、請求人に対しては当該メールにより既に十分な情報提供を行っており、当該不開示部分を開示した「指導経過記録」そのものを情報提供することは、本市の説明責任の範囲外である。

- (7) 審査請求人が主張するオンブズマンの苦情調査結果並びに実施機関のメール及び電話に関しては、情報公開ハンドブックの示す開示請求者側の個別的事情に該当するものであり、これらの事情により開示不開示の判断が異なるべきものではない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

実施機関は、審査請求人による本件請求に対し、「指導経過記録」を特定した上で、審査請求人の求めに応じて当該公文書のうち1枚を本件対象公文書とし、条例第8条第1号、第2号ア、第4号柱書及び同号アに該当するとして、一部を不開示とする本件処分を行っている。

この点、審査請求人は、本件請求に係る公文書開示請求書の備考欄に「必ず紙1枚にまとめてください。」と記載しており、また、当該請求書及び実施機関への聴き取りから、実施機関が平成27年度の調査結果の提供の有無に関する事項に限定して本件対象公文書を特定したものであることを確認することができた。

なお、以下に述べるとおり、本件対象公文書には実施機関と事業者との間で行われた平成27年度の調査結果の提供の有無に関するやり取りが記載されており、実施機関が審査請求人の求めにより本件対象公文書を特定したことに不合理な点は認められない。

審査請求人は、実施機関が示した不開示情報に該当しない旨の主張をしていることから、不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 条例第8条第1号該当性について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報……であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの…」を不開示情報としている。

当審査会が本件対象公文書を検分したところ、本件対象公文書には個人の氏名が記載されていた。そのため、当該部分は条例第8条第1号に該当するものであり、かつ、同号但書には該当しないものと認められることから、当該部分を不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第8条第4号該当性について

条例第8条第4号は、「市の機関…が行う事務又は事業に関する情報…であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする。

当審査会が本件対象公文書を検分したところ、本件対象公文書には、実施機関と苦情者との間で行われた苦情処理に関する具体的な相談の内容及び実施機関と事業者との間で行われた平成27年度の調査結果の提供の有無を含む事業者への指導に関する具体的なやり取りが記載されていた。

これを公にすると、苦情を申し立てる者が実施機関への情報提供等を躊躇することとなり、その結果、住民の相談に応じ、必要な措置を適切に行うことが困難となることから、実施機関が所管する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、今後同種の聴き取りにおいて、率直な供述を得ることができなくなったり、被聴取者が事実を隠したりすることで、正確な事実の確認ができなくなり、その結果、事業者による施設の適正な運営を確保するために必要な指導等を適切に行うことが困難となることから、実施機関が所管する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第8条第4号柱書に該当し、同条第2号ア及び第4号アについて判断するまでもなく、当該部分を不開示としたことは妥当である。

(4) 開示請求権について

審査請求人は、本件対象公文書が自己に関わるものであって、既に承知している内容であるからこれを開示すべき等主張する。しかしながら、条例は何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が何人であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているか等、開示請求者側の個別的事情によって、当該公文書の開示・不開示の判断が異なるべきものとは解されない。

その他、審査請求人は縷々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	石	野	百合子
委員	嘉	藤	亮
委員	友	岡	史 仁
委員	中	島	美砂子